**【開発行為】**

**景観形成基準適合チェックシート（自然・田園地域、市街地区域）**

　景観上、配慮の必要な内容を「チェック内容」としています。チェック内容ごとに該当するかを確認し、該当する場合は、左側の□に✓を付けてください。「適・不適」は担当職員の記入欄ですので、記入不要です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | 大きな造成は避け、極力地形を活かした造成とする。また、木々の伐採も極力抑え、所々に現況のみどりを残す。造成後は、敷地内、公共施設、擁壁において、緑化を行う。 | |
|  |  | | |  |
| 項目 | **申請者記入欄** | | | 適  ・  不適 |
| チェック内容  （それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） | | |
| 土地  の  形状 | □ | 法面や擁壁は、必要最小限とし、緩やかな勾配とするなど、現状の地形をできる限り尊重した形質変更とすることで、周辺の景観との調和を図るように努めている。 | |  |
| □ | やむを得ず、大幅な形質変更が必要な場合は、周囲の景観を阻害しないように、周辺の道路や施設等、公共の場からの眺望に配慮している。 | |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 緑化 | □ | 造成にあたっては、敷地内にある樹木、水辺等の既存の自然資源をできるだけ保全し、地域の自然景観との調和を図っている。 | |  |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| □ | 造成後は、敷地内、公共施設、擁壁の緑化（芝、低木又は中高木の植栽）を行い、周辺の自然景観との調和に配慮している。 | |  |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

※ **敷地内に駐車場を設置する場合の配慮事項**

敷地内に駐車場を設置する場合は、以下の内容について御配慮ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **駐車場の緑化基準** | **◆出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。**  **◆植栽を行うなど、上記以外にも緑化に努めること。** |

※ 植栽により駐車場を囲む時は、犯罪防止や安心安全な空間となるように、ある程度の透視性を確保する必要があります。